

東日本大震災復興交付金により造成した基金を取り崩して実施する事業に係る震災復興特別交付税について、道府県及び市町村において精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で実績額に修正することなどの必要性を周知するとともに、精算されているか点検することを求め、その実施状況を定期的に報告させるなどの体制を整備して、適切に精算されるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管
	交付税及び譲与税配付金特別会計（平成25年度以前は、交付税及び譲与税配付金勘定）
	（項）地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法（昭和25年法律第211号）、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成23年法律第41号）
震災復興特別交付税の概要	東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して交付する特別交付税

検査の対象とした復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の交付先及び交付金額	4県、43市町村 度)	2646億9492万余円（平成23年度～令和6年
見込額を用いた算定額により交付され、適切に精算されておらず、減額調整が行われていなかった震災復興特別交付税の交付先及び過大交付額(1)	1県、13市町村 度)	17億5538万円（平成23年度～令和6年
処分制限財産の処分収入が発生していたのに、適切に精算されておらず、減額調整が行われていなかった震災復興特別交付税の交付先及び過大交付額(2)	3市町 度)	3722万円（平成23年度～令和6年
(1) 及び (2) の計		17億9261万円

1 震災復興特別交付税の概要等

(1) 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成23年法律第41号）に基づき、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税（以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。）を平成23年度から交付している。

また、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」（平成23年総務省令第155号）等を毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）を定めている（以下、23年度から令和6年度までに制定されたこれらの省令を総称して「復興特交省令」という。）。

震災復興特別交付税の算定事項には、国の補助金等（復興特交省令の別表に定められた補助金等）を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担する額（以下「地方負担額」という。）として総務大臣が調査した額等がある。

(2) 復興交付金基金事業の概要

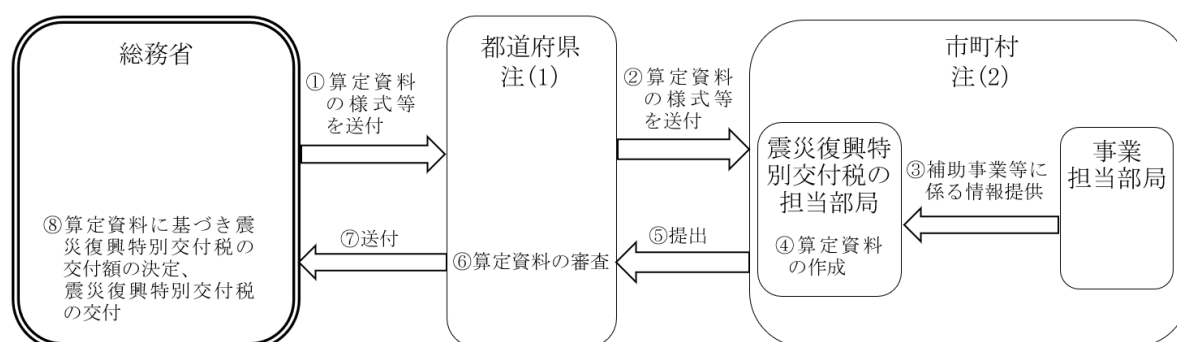
復興特交省令の別表に定められた補助金等の一つである東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業等を記載した復興交付金事業計画に基づく事業（以下「復興交付金事業」という。）に要する経費に充てるために国が交付するものである。平成23年度から令和4年度まで実施された復興交付金事業は、被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤の嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施する漁業集落防災機能強化事業（以下「漁集事業」という。）等の40分類の基幹事業等によって構成されており、さらに、市町村等において、事業を執行する個別の地区等に応じて基幹事業等を細かく分類した事業

(以下「個別事業」という。)ごとに事業の執行状況等が管理されている。市町村等は、復興交付金の交付を受けるに当たり、単年度事業又は復興交付金により造成した基金を取り崩して複数年度にわたり実施する事業(以下、補助金等により造成した基金を取り崩して複数年度にわたり実施する事業を「基金事業」といい、このうち、復興交付金に係る基金事業を「復興交付金基金事業」という。)のいずれかを選択することとなっているが、そのほとんどが復興交付金基金事業として実施されている。また、基幹事業のうち漁集事業等は、事業で取得等した土地等の財産について、事業完了後に売却等により処分することが想定された事業となっている。

(3) 震災復興特別交付税の額の算定等

震災復興特別交付税の額の決定等の時期(以下「算定期」という。)は、平成23年度については24年3月、24年度以降については各年度の9月及び3月となっており、算定事務の流れは、図表1のとおりとなっている。

図表1 震災復興特別交付税の算定事務の流れ(市町村が算定資料を作成する場合の例)



注(1) 東京都は、都内の市町村が作成した算定資料の審査等を行っている。

注(2) 道府県が補助事業等を実施する場合等には、道府県が算定資料を作成する。

総務省は、算定期ごとに、震災復興特別交付税の額の算定に用いる財政需要に関

する基礎資料（以下「算定資料」という。）の様式を、算定資料の記載内容や記載方法等を定めた記載要領等と合わせて都道府県及び市町村に送付している（図表1①及び②）。

道府県及び市町村においては、震災復興特別交付税の担当部局が復興交付金事業等の担当部局（以下「事業担当部局」という。）から提供を受けた復興交付金事業等に係る経費の情報を活用することなどにより、地方負担額に事務費を加算するなど所定の調整を行った額（以下「算定額」という。）を算定するなどして、算定資料を作成している（同③及び④）。

算定資料の一つである確認表は、震災復興特別交付税の算定年度等別に様式が分かれており、復興特交省令の別表に定められた補助金等について震災復興特別交付税の算定に必要な事業費、地方負担額等を記載することとなっている（以下、各様式に地方負担額等を記載する単位を「算定単位」という。）。そして、基金事業に係る地方負担額を基礎として算定される震災復興特別交付税に関して、道府県及び市町村において、基金を取り崩して事業を実施した場合に、確認表に当該事業の地方負担額に対応する算定単位を新たに設けて、実績額又はその見込額を記載することとなっている。

都道府県は、地方交付税法に基づき、市町村から提出を受けた算定資料について、審査を行った上で総務省に送付している（同⑤、⑥及び⑦）。

総務省は、道府県及び市町村から提出等された算定資料に基づき、震災復興特別交付税の額を決定して交付している（同⑧）。

（4）震災復興特別交付税の精算等

震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いるなどとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後の算定時期に作成する算定資料において、見込額を実績額に修正して精算することとされている。このため、道府県及び市町村において、確認表の算定単位に係る地方負担額等について、交付決定額等の見込額を記載した場合は、実績額が確定した後の算定時期に、実績額に修正することとなっている。

また、復興特交省令によれば、総務大臣は、前年度以前に算定した震災復興特別交付税の額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回ったことにより震災復興特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該過大に算定された額に相当する額（以下「過大算定額」という。）を当該年度の9月分又は3月分の交付額から減額すること（以下「減額調整」という。）などとされている。そして、総務省は、道府県及び市町村から、算定資料により、精算により生じた過大算定額等を報告させて、当該報告が行われた算定時期の算定額から過大算定額を差し引いて減額調整を行っている（図表2参照）。また、算定額が過大算定額を下回っている場合には、過大算定額の全額を対象に減額調整を行えないこととなるが、減額調整が未完了となった額は、次回の算定時期において、減額調整が行われるなどすることとなっている。

図表2 震災復興特別交付税の精算等の概念図

【補助事業等の開始時等に見込額により算定する場合の確認表の例】

①交付決定通知等の算出根拠に基づき、事業費100千円に対して補助金が50千円交付される見込みとなる場合、地方負担額の見込額は50千円となる。

②事務費等の所定の調整額が10千円であった場合、算定額は60千円となる。

③総務省は、報告された算定額に基づき、震災復興特別交付税の交付額を決定する。

(単位：千円)

算定
単位

補助金等名	算定 団体名	事業費 a	補助金等 交付額 b	地方負担額 c=a-b	事務費等の 所定の調整額 d	算定額 e=c+d
A補助金	B市	100	50	50	10	60
...	...	...	...	...	...	...

【補助事業等の完了後に実績額により精算する場合の確認表の例】

①実績報告書等の算出根拠に基づき、事業費80千円に対して補助金が40千円交付されることになる場合、地方負担額の実績額は40千円に修正される。

②事務費等の所定の調整額が10千円であった場合、算定額は50千円となる。

③見込額による算定時に算定額は60千円と報告されていたことから、差額の10千円が過大算定額として報告される。

なお、総務省は、報告された過大算定額を基に減額調整を行う。

(単位：千円)

補助金等名	算定 団体名	事業費 a	補助金等 交付額 b	地方負担額 c=a-b	事務費等の 所定の調整額 d	算定額 e=c+d
A補助金	B市	80	40	40	10	50
...	...	...	...	...	...	...

(注) 本院において確認表の様式を簡略化して記載したものであり、実際の確認表の様式とは異なる。

(注) 本院において確認表の様式を簡略化して記載したものであり、実際の確認表の様式とは異なる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

復興交付金基金事業は令和4年度までに終了しており、復興交付金基金事業に係る地方負担額を基に算定される震災復興特別交付税（以下「復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税」という。）について精算が完了している状況にあると考えられる。そして、平成23年度から令和6年度までの間に震災復興特別交付税の額の算定の基礎となった基金事業に係る地方負担額計7458億9516万余円のうち、復興交付金基金事業に係る地方負担額は計6654億6345万余円と多くを占めている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、復興交付金基金事業に係る震災復興

特別交付税が適切に精算されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成23年度から令和6年度までに岩手、福島、茨城、千葉各県及び
(注)
4県管内の43市町村に交付された復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税計2646億
9492万余円を対象として、4県及び43市町村において、復興交付金基金事業に係る完了実
績報告書、算定資料等の関係書類を徴して確認するなどするとともに、総務本省におい
て、震災復興特別交付税を適切に精算させるための取組の実施状況等を聴取するなどし
て会計実地検査を行った。

(注) 43市町村 宮古、大船渡、久慈、陸前高田、釜石、会津若松、いわき、
白河、須賀川、相馬、南相馬、日立、高萩、北茨城、ひたちなか、
鹿嶋、潮来、神栖、千葉、旭、我孫子、浦安、香取、山武各市、上
閉伊郡大槌、下閉伊郡山田、岩泉、九戸郡洋野、伊達郡桑折、岩瀬
郡鏡石、西白河郡矢吹、東白川郡矢祭、双葉郡広野、檜葉、富岡、
浪江、相馬郡新地、東茨城郡大洗各町、下閉伊郡田野畑、普代、九
戸郡野田、相馬郡飯舘、那珂郡東海各村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算さ
れていなかった事態

岩手、福島、茨城、千葉各県及び4県管内の43市町村は、復興交付金基金事業を平成
23年度から令和4年度までの間に実施していた。このうち、岩手県及び4県管内の13市
町村は、平成23年度から令和6年度までの間に、復興交付金基金事業に係る算定額を計
697億2295万余円として総務省に報告するなどして、同額の震災復興特別交付税の交付
を受けていた。

しかし、岩手県及び13市町村は、上記の算定額を算定するに当たり、事業が完了するなどして復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額が確定していたにもかかわらず、その後の算定期間における算定資料を作成する際に、算定単位に係る地方負担額を見込額のままとし、又は、誤った額に修正して適切に精算しておらず、震災復興特別交付税計17億5538万余円が過大に交付されていた(図表3参照)。

図表3 岩手県及び13市町村に対して過大に交付されていた震災復興特別交付税の額

(単位：千円)

県名	市町村等名	過大に交付されていた 震災復興特別交付税の額
岩手県	岩手県	179,811
	大船渡市	9,118
	田野畑村	331,518
	野田村	7,938
福島県	白河市	1,981
	相馬市	14,796
	南相馬市	142,642
	矢吹町	3,307
	矢祭町	1,490
	広野町	631
	富岡町	300,155
	新地町	552,799
茨城県	潮来市	208,316
千葉県	山武市	886
計		1,755,388

そこで、岩手県及び13市町村の算定資料をみたところ、基幹事業について細かく分類した個別事業ごとに算定単位が設けられていたこと(図表4①)、一つの個別事業について、長期間にわたり実施され、各年度の復興交付金事業計画等に対応した算定単位が設けられていたことなどから、震災復興特別交付税の算定が行われた基幹事業数に比べて、算定単位数は多数に上っていた(同②)。

図表4 復興交付金基金事業において多数の算定単位が設けられている状況の概念図



(注) 本院において確認表の様式を簡略化して記載したものであり、実際の確認表の様式とは異なる。

算定単位数が多数に上っていることにより復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額との対応関係の把握が困難になることに加えて、長期間にわたり事業が実施される過程で事業計画が変更されることもあることから、震災復興特別交付税の適切な精算を行うためには、それぞれの算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理して、震災復興特別交付税の担当部局において確実に引継ぎを行うなどする必要がある。

しかし、岩手県及び13市町村においては、算定単位に係る地方負担額の算出根拠が適切に整理等されていなかった。

このため、震災復興特別交付税の精算時において、復興交付金基金事業に係る地方負担額の実績額をどの算定単位に反映させるのかが判断できず、算定単位に係る地方負担額を見込額のままとしておくなどして、適切に精算されていなかったと認められた。

また、震災復興特別交付税の適切な精算を行うためには、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等する必要があるのに、総務省は、道府県及び市町村に対して、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等するよう促す取組を行っていなかった。

前記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

新地町は、復興交付金基金事業を平成23年度から令和3年度までの間に実施していた。そして、復興交付金基金事業に係る算定額について、平成23年度から令和6年度までの間に、計66億4372万余円と算定して総務省に報告するなどしており、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

しかし、同町は、上記の算定額を算定するに当たり、5年2月までに復興交付金基金事業の額が確定したことに伴い、地方負担額の実績額が確定していたにもかかわらず、その後の算定期間における算定資料の作成に当たり、地方負担額を見込額から実績額に修正すべきところ見込額のままとするなどして適切に精算していなかったため、震災復興特別交付税5億5279万余円が過大に交付されていた。

同町に、震災復興特別交付税が適切に精算されていなかった理由を確認したところ、長期間継続して実施される復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の算定事務を行うに当たり、精算時への影響についての理解が不足していたことから、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等していなかったなどのためであるとしていた。

(2) 事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生していたのに、震災復興特別交付税について適切に精算されていなかった事態

前記のとおり、復興交付金事業の基幹事業のうち漁集事業等は、事業で取得等した土地等の財産について、事業完了後に売却等により処分することが想定された事業となっている。当該処分により処分収入が発生した場合には、地方負担額が減額されることになり、算定額が過大となるため、震災復興特別交付税を精算する必要がある。

そこで、前記の4県及び43市町村における漁集事業等の事業完了後の土地等の財産の処分状況を確認したところ、3市町は、事業完了後に処分制限財産を有償譲渡して処分収入が発生していた。しかし、震災復興特別交付税について、処分収入が発生したことにより、算定額が過大になっていたのに、適切に精算しておらず、計3722万余円の震災復興特別交付税が過大に交付されている事態が見受けられた（図表5参照）。

図表5 3市町に対して過大に交付されていた震災復興特別交付税の額

(単位：千円)

県名	市町村等名	過大に交付されていた 震災復興特別交付税の額
岩手県	釜石市	36,023
福島県	いわき市	934
	新地町	272
計		37,229

3市町の震災復興特別交付税の担当部局に対して、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生していたのに震災復興特別交付税を適切に精算していなかった理由を確認したところ、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した場合に、震災復興特別交付税の精算が必要であることを認識していなかったこと、処分制限財産に

係る処分収入の発生状況等について、事業担当部局との間で適切に情報共有がなされていなかったことのためとしていた。

総務省は、道府県及び市町村に対して、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生したことにより算定額が過大になった場合には、震災復興特別交付税について適切に精算する必要があることを明確に示していなかった。

このように、震災復興特別交付税の算定事務が適切に行われていなかったことにより、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、岩手県及び13市町村において、震災復興特別交付税を適切に精算するための算定事務に関する理解が十分でなかったこと、3市町において、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した際に震災復興特別交付税を適切に精算することの必要性についての認識が欠けていたこと、総務省の確認及び4県の審査が十分でなかったことなどにもよるが、総務省において、次のことなどによると認められた。

ア 道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を適切に整理等するよう促す必要性について認識が欠けていたこと

イ 道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税について、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生したことにより算定額が過大に

なった場合には、適切に精算する必要があることを明確に示していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、総務省は、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税の精算が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 過大に交付されていた震災復興特別交付税について、8年9月の算定期間までに、岩手県及び15市町村（(1)の事態に係る13市町村及び(2)の事態に係る3市町の純計）に精算させて、当該精算の結果に基づき、8億4403万余円の減額調整を行った。また、減額調整が未完了となっている9億4858万余円については、4市町村との間で、8年度以降に、復興特交省令等に基づき減額調整を行うなどしていくことを確認した。

イ 8年9月に都道府県等に対して通知を発して、道府県及び市町村に対して、精算を行うに当たり、算定単位に係る地方負担額の算出根拠を整理した上で、実績額に修正することの必要性について周知した。また、事業完了後に処分制限財産に係る処分収入が発生した場合には震災復興特別交付税について適切に精算すること及び震災復興特別交付税の担当部局と事業担当部局との間で処分制限財産の処分状況に係る情報共有を図ることの必要性を明確にした上で、周知した。

ウ イの通知により、道府県及び市町村に対して、復興交付金基金事業に係る震災復興特別交付税について、適切に精算されているか点検することを求めるとともに、算定資料の一つである確認表に新たに項目を設けて、当該項目に点検の予定時期を設定させ、かつ、点検の実施状況を定期的に報告させる体制を整備した。また、点検の速やかな実施に向けて必要な助言を行うとともに、審査を行う都道府県に対して、点検の

予定時期が到来しているのに点検が実施されていない算定単位について、市町村に実施状況を確認するよう助言した。